



【ご来場の自粛検討のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。
多くの株主の皆様が集まる株主総会は、集団感染の
リスクがあります。当日の来場に関しては、感染の
回避のため自粛をご検討ください。
※ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

第18期 定時株主総会 招集ご通知

2019年3月1日から2020年2月29日まで

- 株主総会参考書類
招集ご通知添付書類
- 事業報告
 - 計算書類
 - 監査報告

開催情報

日時：2020年5月14日（木曜日）

12時30分 受付開始

13時 開会

場所：福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号

ホテル日航福岡 3階 都久志の間



マックスバリュ九州株式会社

証券コード：3171

証券コード 3171
2020年4月24日

株主の皆さまへ

福岡市博多区大井二丁目3番1号
マックスバリュ九州株式会社
代表取締役社長 佐々木 勉

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年5月13日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年5月14日（木曜日）13時
2. 場 所 福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号
ホテル日航福岡 3階 都久志の間 （昨年と会場が変わっております）
（末尾の会場のご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
- 報告事項 第18期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 当社とイオン九州株式会社との吸収合併契約承認の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、株主総会参考書類の第1号議案「イオン九州株式会社の定款及び最終事業年度に係る計算書類等の内容」、事業報告の「新株予約権に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めによりインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mv-kyushu.co.jp/>）に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mv-kyushu.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 議決権行使に関するお願い

新型コロナウイルスによる感染症が流行しておりますので、株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合があります。何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、多くの株主の皆さまが集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。議決権の行使は郵送またはインターネット等で行うこともできますので、当日のご来場は、感染の回避のため自粛をご検討下さい。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2020年5月13日（水曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### A

#### 書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年5月13日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。

### B

#### インターネットによる議決権の行使の場合



インターネットによる議決権行使のご案内（53頁）をご参照の上、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2020年5月13日（水曜日）午後6時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

### C

#### 当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）また、議事資料として本冊子をご持参ください。

■書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱います。インターネットで複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取扱います。

## 目次

|                     |    |
|---------------------|----|
| 招集ご通知               | 1  |
| 株主総会参考書類            | 3  |
| （添付書類）              |    |
| 事業報告                | 29 |
| 計算書類                |    |
| 貸借対照表               | 47 |
| 損益計算書               | 48 |
| 監査報告                |    |
| 計算書類に係る会計監査報告       | 49 |
| 監査役会の監査報告           | 51 |
| ご参考                 |    |
| インターネットによる議決権行使のご案内 | 53 |

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 当社とイオン九州株式会社との吸収合併契約承認の件

当社とイオン九州株式会社（以下「イオン九州」といいます）、及びイオンストア九州株式会社（以下「A S 九州」といいます）は、2020年4月10日開催の取締役会において、3社の経営統合（以下「本経営統合」といいます）に関し、2020年9月1日を効力発生日として、イオン九州を存続会社とする合併を実施することをそれぞれの取締役会にて決議し、合併契約を締結いたしました。

具体的には、当社とイオン九州は2020年4月10日開催のそれぞれの取締役会にて、2020年9月1日（予定）を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、イオン九州を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に係る吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結することを決議し締結しました。併せて、イオン九州とA S 九州は2020年4月10日開催のそれぞれの取締役会にて、イオン九州を吸収合併存続会社、A S 九州を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「A S 九州合併」といいます。）に係る吸収合併契約（以下「A S 九州合併契約」といいます。）を締結することを決議し、A S 九州合併契約を締結しております。

つきましては、本合併契約のご承認をお願いしたく存じます。

#### 1. 本合併を行う理由

食品・非食品各分野における仕入規模の拡大による価格訴求力の強化等のメリットを享受できること、当社のローコストオペレーションを、イオン九州、A S 九州に波及させることで、今後の業績改善をより堅調に進めること、また、本社機能の集約・経営資源の最適配分を行うことが、シナジーの発揮に繋がり、統合会社全体の企業価値向上のためにも非常に有益であると判断いたしました。

特に、食品の分野においては、お客さまの食に対する志向の多様化やデジタル化に対応し、九州の食文化の向上に資することにより、九州エリアにおいて「リーディングカンパニー」となる市場シェアNo.1を目指して相互の経営資源・ノウハウの共有化を推進し、「食」に関するあらゆるニーズを満たす「フードソリューション企業」を目指してまいります。具体的には、統合シナジーを発揮し、商品調達力を上げ、より激化する競争環境に打ち勝つための価格訴求力の強化、物流やシステムをはじめとするインフラ投資の効率化を進めてまいります。

#### 2. 本合併契約の内容の概要

当社とイオン九州が2020年4月10日付で締結した本合併契約書の内容は、以下の通りです。

## 吸収合併契約書（概要）

イオン九州株式会社（以下「甲」という。）及びマックスバリュ九州株式会社（以下「乙」という。）は、2020年4月10日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（本吸収合併の当事者）

1. 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
  - （1）吸収合併存続会社  
（商号）イオン九州株式会社  
（住所）福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
  - （2）吸収合併消滅会社  
（商号）マックスバリュ九州株式会社  
（住所）福岡県福岡市博多区大井二丁目3番1号

### 第2条（本吸収合併に際して交付する対価等）

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の株式の合計数に1.5を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本吸収合併に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.5株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前2項に従って割当対象株主に交付する甲の普通株主の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令に基づき処理するものとする。

### 第3条（本吸収合併に際して交付する新株予約権）

1. 甲は、本吸収合併に際して、基準時における以下の表の①から⑧までの第1欄に掲げる乙の新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、同①から⑧までの第2欄に掲げる甲の新株予約権を交付する。

| 第1欄 |                       |         |                  | 第2欄                |         |
|-----|-----------------------|---------|------------------|--------------------|---------|
|     | 名称                    | 内容      | 新株予約権の<br>残存数（個） | 名称                 | 内容      |
| ①   | マックスバリュ九州株式会社第1回新株予約権 | 別紙①－1記載 | 57個              | イオン九州株式会社第14回新株予約権 | 別紙①－2記載 |
| ②   | マックスバリュ九州株式会社第2回新株予約権 | 別紙②－1記載 | 30個              | イオン九州株式会社第15回新株予約権 | 別紙②－2記載 |
| ③   | マックスバリュ九州株式会社第3回新株予約権 | 別紙③－1記載 | 30個              | イオン九州株式会社第16回新株予約権 | 別紙③－2記載 |
| ④   | マックスバリュ九州株式会社第4回新株予約権 | 別紙④－1記載 | 74個              | イオン九州株式会社第17回新株予約権 | 別紙④－2記載 |
| ⑤   | マックスバリュ九州株式会社第5回新株予約権 | 別紙⑤－1記載 | 23個              | イオン九州株式会社第18回新株予約権 | 別紙⑤－2記載 |
| ⑥   | マックスバリュ九州株式会社第6回新株予約権 | 別紙⑥－1記載 | 57個              | イオン九州株式会社第19回新株予約権 | 別紙⑥－2記載 |
| ⑦   | マックスバリュ九州株式会社第7回新株予約権 | 別紙⑦－1記載 | 109個             | イオン九州株式会社第20回新株予約権 | 別紙⑦－2記載 |
| ⑧   | マックスバリュ九州株式会社第8回新株予約権 | 別紙⑧－1記載 | 109個             | イオン九州株式会社第21回新株予約権 | 別紙⑧－2記載 |

（注）「新株予約権の残存数」欄には2020年4月10日現在の個数を記載している。なお、本吸収合併の効力発生日より前に、本表の①から⑧までの第1欄に掲げるいずれかの新株予約権の残存数が行使等により減少した場合にはそれに相当する第2欄に掲げる新株予約権の発行個数を減少させるものとし、これにより本表の①から⑧までの第1欄に掲げるいずれかの新株予約権の残存数が0個になったときは、それに相当する第2欄に掲げる新株予約権の発行は取りやめその番号は欠番とする。

2. 甲は、本吸収合併に際して、基準時における前項の表の①から⑧までの第1欄に掲げる乙の新株予約権の各新株予約権者に対し、その所有する乙の新株予約権1個につき、それぞれ同①から⑧までの第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

#### 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条の定めるところに従い、甲が定めるものとする。

#### 第5条（効力発生日）

本吸収合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年9月1日とする。ただし、本吸収合併の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議・合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条（株主総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。

#### 第7条（剰余金の配当）

- 1.甲及び乙は、本契約締結日後、効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。
- 2.前項にかかわらず、甲は、2020年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円及び総額3億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
- 3.第1項にかかわらず、乙は以下の各号の剰余金の配当を行うことができるものとし、乙において効力発生日の前に当該剰余金の配当の決議がなされた場合は、甲は、本吸収合併により乙の当該配当金の支払い義務を引き継ぐものとする。
  - (1) 2020年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり20円及び総額2億円を限度として、剰余金の配当を行うこと
  - (2) 2020年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり20円及び総額2億円を限度として、剰余金の配当を行うこと

#### 第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行うものとする。

#### 第9条（本吸収合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収合併の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議・合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（停止条件）

本吸収合併は、第5条の定めにかかわらず、2020年4月10日付けで甲及びイオンストア九州株式会社（以下「丙」という。）の間で締結された吸収合併契約に基づく、甲を吸収合併存続会社、丙を吸収合併消滅会社とする吸収合併が効力を生ずることを停止条件として効力を生ずるものとする。

#### 第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲又は乙の株主総会における承認を得られなかったときは、その効力を失うものとする。

#### 第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議・合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2020年4月10日

甲：福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号  
イオン九州株式会社  
代表取締役社長 柴田 祐司

乙：福岡県福岡市博多区大井二丁目3番1号  
マックスバリュ九州株式会社  
代表取締役社長 佐々木 勉

## マックスバリュ九州株式会社第1回新株予約権の概要

- (1) 新株予約権の名称  
マックスバリュ九州株式会社第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
- (2) 新株予約権の総数  
217個を上限とする。
- (3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とし、新株予約権の全部が行使された場合に発行される当社普通株式は21,700株を上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$
  
当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
- (4) 新株予約権の発行価額  
割当日における会計上の公正な評価額で発行する。
- (5) 新株予約権の払込金額  
新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。
- (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。  
なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。  
$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$
- (7) 新株予約権を行使できる期間  
2013年6月10日から2028年6月9日までとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。
- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

(9) 新株予約権の消滅事由及び取得事由

- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
  - (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
  - (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
  - (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
  - (エ) (11) に定める権利承継者が死亡した場合
  - (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び(11)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(11) 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(12) 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(13) 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

(14) 新株予約権の対象者及びその人数

2012年5月11日開催の株主総会で選任（再任を含む）された当社の取締役（10人。社外取締役を除く。）に割り当てる。

(15) 新株予約権の割当日

2013年5月10日とする。

以上

注 別紙②－1、同③－1、同④－1、同⑤－1、同⑥－1、同⑦－1、同⑧－1については、上記別紙①－1の新株予約権規程の内容の該当箇所に関する記載のうち、以下の「読替対象文言」を「読替え後の文言」のとおりにそれぞれ読み替えたものとする。

|                  | 名称                    | 行使期間                  | 割当日        |
|------------------|-----------------------|-----------------------|------------|
| 別紙①－1の読替対象文言     | マックスバリュ九州株式会社第1回新株予約権 | 2013年6月10日から2028年6月9日 | 2013年5月10日 |
| 別紙②－1における読替え後の文言 | マックスバリュ九州株式会社第2回新株予約権 | 2014年6月10日から2029年6月9日 | 2014年5月10日 |
| 別紙③－1における読替え後の文言 | マックスバリュ九州株式会社第3回新株予約権 | 2015年6月10日から2030年6月9日 | 2015年5月10日 |
| 別紙④－1における読替え後の文言 | マックスバリュ九州株式会社第4回新株予約権 | 2016年6月10日から2031年6月9日 | 2016年5月10日 |
| 別紙⑤－1における読替え後の文言 | マックスバリュ九州株式会社第5回新株予約権 | 2017年6月10日から2032年6月9日 | 2017年5月10日 |
| 別紙⑥－1における読替え後の文言 | マックスバリュ九州株式会社第6回新株予約権 | 2018年6月10日から2033年6月9日 | 2018年5月10日 |
| 別紙⑦－1における読替え後の文言 | マックスバリュ九州株式会社第7回新株予約権 | 2019年6月10日から2034年6月9日 | 2019年5月10日 |
| 別紙⑧－1における読替え後の文言 | マックスバリュ九州株式会社第8回新株予約権 | 2020年6月10日から2035年6月9日 | 2020年5月10日 |

## イオン九州株式会社第14回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称  
イオン九州株式会社第14回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は150株とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$
  
当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は、1円とする。  
なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。  
$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$
4. 新株予約権を行使できる期間  
2020年9月1日から2028年6月9日までとする。
5. その他新株予約権の行使の条件
  - ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使ができるものとする。
    - （ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限ってなお権利行使することができる。

(イ) 当社とマックスバリュ九州株式会社（以下、「MV九州社」という）との間で2020年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

(ウ) 合併契約締結後、基準日までにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

## 6. 新株予約権の消却事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5. ①（ア）から（ウ）までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が、次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

（ア）法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

（イ）禁固以上の刑に処せられた場合

（ウ）当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合

（エ）8. に定める権利承継者が死亡した場合

（オ）新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

## 7. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

## 8. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

## 9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

10. 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

11. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

注 別紙②－2、同③－2、同④－2、同⑤－2、同⑥－2、同⑦－2、同⑧－2については、上記別紙①－2の新株予約権規程の内容の該当箇所に関する記載のうち、以下の「読替対象文言」を「読替え後の文言」のとおりにそれぞれ読み替えたものとする。

| 名称               | 名称                     | 行使期間                     |
|------------------|------------------------|--------------------------|
| 別紙①－2の読替対象文言     | イオン九州株式会社<br>第14回新株予約権 | 2020年9月1日から<br>2028年6月9日 |
| 別紙②－2における読替え後の文言 | イオン九州株式会社<br>第15回新株予約権 | 2020年9月1日から<br>2029年6月9日 |
| 別紙③－2における読替え後の文言 | イオン九州株式会社<br>第16回新株予約権 | 2020年9月1日から<br>2030年6月9日 |
| 別紙④－2における読替え後の文言 | イオン九州株式会社<br>第17回新株予約権 | 2020年9月1日から<br>2031年6月9日 |
| 別紙⑤－2における読替え後の文言 | イオン九州株式会社<br>第18回新株予約権 | 2020年9月1日から<br>2032年6月9日 |
| 別紙⑥－2における読替え後の文言 | イオン九州株式会社<br>第19回新株予約権 | 2020年9月1日から<br>2033年6月9日 |
| 別紙⑦－2における読替え後の文言 | イオン九州株式会社<br>第20回新株予約権 | 2020年9月1日から<br>2034年6月9日 |
| 別紙⑧－2における読替え後の文言 | イオン九州株式会社<br>第21回新株予約権 | 2020年9月1日から<br>2035年6月9日 |

### 3. 会社法施行規則第182条に定める内容の概要

#### (1) 対価の相当性に関する事項

##### ① 本合併にかかわる割当ての内容

| 会社名            | イオン九州<br>(吸収合併存続会社) | 当社<br>(吸収合併消滅会社) |
|----------------|---------------------|------------------|
| 本合併にかかわる割当ての内容 | 1                   | 1.5              |

(注1) 本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます）

イオン九州は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1株に対して、イオン九州の普通株式（以下「イオン九州株式」といいます。）1.5株を割当て交付いたします。なお、上記の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本合併により交付するイオン九州株式数

イオン九州は、本合併によりイオン九州株式を割当て交付するに際し、新たに普通株式を発行する予定です。イオン九州は、本合併に際して、本合併の効力発生日直前（以下「基準時」といいます。）の当社の株主名簿に記載又は記録された当社の株主（ただし、当社及びイオン九州を除きます。）に対して、上記表に記載の本合併比率に基づいて算出した数のイオン九州株式を割当て交付する予定です。したがって、当社の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、当社の2020年8月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合等においては、イオン九州が交付する株式数が変動することになります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併により、イオン九州の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、イオン九州株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。

(i) 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びイオン九州の定款の規定に基づき、イオン九州の単元未満株式を保有する株主の皆様が、イオン九州に対し、自己の保有する単元未満株式とあわせて1単元（100株）となる数のイオン九州株式を売り渡すことを請求し、これを買増すことができる制度です。

(ii) 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、イオン九州の単元未満株式を保有する株主の皆様が、イオン九州に対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求する

ことができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、イオン九州株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、イオン九州が、イオン九州株式1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

②本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社の発行している各新株予約権がいずれも1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストックオプションであることを踏まえ、イオン九州は、本合併に際して、実質的に同一の条件となる新株予約権の目的である株式の数を本合併比率に応じて調整したイオン九州の株式報酬型ストックオプションである新株予約権を、基準時における当社の各新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する当社の新株予約権1個につき、イオン九州の新株予約権1個の割合をもって交付する予定です。

なお、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

③剰余金の配当

当社及びイオン九州は、本合併契約において、イオン九州が2020年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円及び総額3億円を限度として、剰余金の配当を行うことができること、当社が2020年2月29日及び2020年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、それぞれ1株当たり20円及び総額2億円を限度として、剰余金の配当を行うことができることを合意しております。また、当社及びイオン九州は、当社において効力発生日の前に上記に係る剰余金の配当の決議がなされた場合、イオン九州は、本合併により当社の当該配当金の支払い義務を引き継ぐこと、及び上記に記載のものを除き、本合併の効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない旨を本合併契約において合意しております。

④本合併に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本合併における合併比率その他本合併の公正性を担保するため、当社は株式会社アーク・フィナンシャル・インテリジェンス(以下「アーク・フィナンシャル」といいます。)を、イオン九州はS M B C日興証券株式会社(以下「S M B C日興証券」といいます。)をそれぞれ第三者算定機関として選定し、2018年10月10日付の本基本合意書締結以降、本格的な検討を開始いたしました。

当社及びイオン九州は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねてまいりました。また、協議継続のお知らせの通り、本経営統合を円滑に実行し企業価値の最大化を図るために統合スキームの精査と具体的な統合効果について慎重に協議を進めてまいりました。

当社においては、下記（５）「利益相反を回避するための措置」の③「イオン九州における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載のとおり、イオン九州及びイオンと利害関係を有しない当社の社外取締役であり、かつ独立役員である青木孝一氏及び林田スマ氏、並びにイオン九州及びイオンと利害関係を有しない当社の社外監査役であり、かつ独立役員である古賀和孝氏から2020年4月10日付で受領した、本合併を含む本経営統合の目的、当社の企業価値向上、本合併比率の妥当性、交渉過程及び意思決定過程の手続の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併を含む本経営統合に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を取得したことに加え、当社の第三者算定機関であるアーク・フィナンシャルによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法による算定結果のレンジを踏まえ、イオン九州と複数回慎重に協議を行った結果、本合併比率について合意に至りました。

本合併における合併比率については、当社の第三者算定機関であるアーク・フィナンシャルによる合併比率の算定結果のうち、株式市場における最も客観的な指標である市場株価法と、直近の両社の財務状況や将来の見通し等の要因を総合的に勘案して算定されているDCF法による算定結果のいずれも考慮し、検討を致しました。

市場株価法による算定結果のレンジを上回る一方で、DCF法による算定結果のレンジを下回っておりますが、算定結果の全体のレンジの範囲内であり、「1.本合併を行う理由」に記載の通り、本経営統合の実施に伴うシナジーの極大化により、中長期的に当社を含む統合会社全体の企業価値の向上により当社の少数株主においてもその利益を享受できることから、当社の少数株主の利益を損なうものではなく妥当であるとの判断に至りました。

イオン九州においては、下記（５）「利益相反を回避するための措置」の③「イオン九州における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載のとおり、当社及びイオンと利害関係を有しないイオン九州の社外取締役であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員（以下「独立役員」といいます。）である久留百合子氏、並びに当社及びイオンと利害関係を有しないイオン九州の社外監査役であり、かつ独立役員である阪口彰洋氏から2020年4月10日付で受領した本合併を含む本経営統

合の目的の正当性、イオン九州の企業価値向上、本合併比率の妥当性、交渉過程及び意思決定過程の手續の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併を含む本経営統合に関するイオン九州の決定がイオン九州の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を取得したことに加え、イオン九州の第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券による合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）による算定結果のレンジを踏まえ、当社と複数回慎重に協議を行った結果、本合併比率について合意に至りました。

具体的には本合併における合併比率については、イオン九州の第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券による合併比率の算定結果のうち、株式市場における客観的な指標である市場株価法、直近の両社の財務状況や将来の見通し等の要因を総合的に勘案して算定されているＤＣＦ法による算定結果のいずれも考慮した上で、市場株価法による算定結果のレンジを上回る一方で、ＤＣＦ法による算定結果のレンジの下限付近であり、算定結果の全体のレンジの範囲内であることに加え、「1.本経合併を行う理由」に伴うシナジーの極大化により、中長期的にイオン九州を含む統合会社全体の企業価値の向上によりイオン九州の少数株主においてもその利益を享受できることから、イオン九州の少数株主の利益を損なうものではなく妥当であるとの判断に至りました。

このように、当社及びイオン九州は、それぞれ、第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案しながら、慎重に交渉・協議を重ねるとともに、独立役員から取得した意見等も踏まえた上で、2020年4月10日に開催された両社の取締役会において、本合併比率により本合併を行うことを決定し、合意いたしました。

## （２）算定に関する事項

### ①算定機関の名称及び各社との関係

当社の第三者算定機関であるアーク・フィナンシャルは、当社、イオン九州及びイオンの関連当事者には該当せず、本合併を含む本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

また、イオン九州の第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券は、当社、イオン九州及びイオンの関連当事者には該当せず、本合併を含む本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

### ②算定の概要

当社は、合併比率の算定にあたって公正性を期するため、アーク・フィナンシャルを第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、以下の内容を含む合併比率算定書を取得いたしました。

アーク・フィナンシャルの各社の株式価値の算定手法の概要は以下のとおりです。

イオン九州については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。

当社については、当社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。

イオン九州株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

| 採用手法  |       | 合併比率の算定レンジ  |
|-------|-------|-------------|
| 当社    | イオン九州 |             |
| 市場株価法 | 市場株価法 | 1.015～1.123 |
| DCF法  | DCF法  | 1.625～2.640 |

なお、市場株価法については、2020年4月9日を算定基準日として、当社株式及びイオン九州株式それぞれの東京証券取引所市場における算定基準日の終値、並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

DCF法では、当社については、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを予測し、イオン九州については、イオン九州の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したイオン九州の財務予測に基づき、イオン九州が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを予測したうえで、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。

具体的には、当社については、割引率を5.02%～5.52%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%～0.25%として評価しております。一方、イオン九州については、割引率を4.39%～4.89%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%～0.025%として評価しております。その結果を基に本合併の合併比率のレンジを1.625～2.640として算定しております。

アーク・フィナンシャルは、合併比率の算定に際して、当社及びイオン九州から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っ

ておりません。また、当社及びイオン九州の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。アーク・フィナンシャルの合併比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びイオン九州の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、本合併を含む本経営統合の実施を前提としておらず、当社及びイオン九州により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。また、アーク・フィナンシャルによる合併比率の算定結果は、本合併における合併比率の公正性について意見を表明するものではありません。

なお、アーク・フィナンシャルがDCF法による算定の前提としたイオン九州から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。

具体的には、2021年2月期においては、売上総利益率の改善による売上総利益及び営業総利益の増加に加え、新規出店による営業収入の増加で営業利益の大幅増加を見込んでおります。

他方、イオン九州は、合併比率の算定にあたって公正性を期すため、SMBＣ日興証券を第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、以下の内容を含む合併比率算定書を取得いたしました。

SMBＣ日興証券の各社の株式価値の算定手法の概要は以下のとおりです。

イオン九州については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。

当社については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

イオン九州株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

| 採用手法  |       | 合併比率の算定レンジ |
|-------|-------|------------|
| 当社    | イオン九州 |            |
| 市場株価法 | 市場株価法 | 1.02～1.12  |
| DCF法  | DCF法  | 1.49～4.02  |

なお、市場株価法については、2020年4月9日を算定基準日として、イオン九州株式及び当社株式それぞれの東京証券取引所市場における算定基準日の終値、並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

DCF法では、当社については、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、イオン九州については、イオン九州の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したイオン九州の財務予測に基づき、イオン九州が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、当社については、割引率を6.45%～7.89%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%～0.25%として評価しております。一方、イオン九州については、割引率を5.13%～6.27%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%～0.25%として評価しております。それらの結果を基に本合併の合併比率のレンジを1.49～4.02として算定しております。

SMB C日興証券は、合併比率の算定に際して、当社及びイオン九州から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びイオン九州の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。SMB C日興証券の合併比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びイオン九州の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及びイオン九州により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。なお、当該財務予測は、本経営統合の実施を前提としておりません。また、SMB C日興証券による合併比率の算定結果は、本合併における合併比率の公正性について意見を表明するものではありません。

なお、SMB C日興証券がDCF法による算定の前提としたイオン九州から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、2021年2月期においては、売上総利益率の改善による売上総利益及び営業総利益の増加に加え、新規出店による営業収入の増加で営業利益の大幅増加を見込んでおります。

また、当社から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれていません。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本合併により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2020年8月28日付で上場廃止（最終売買日は2020年8月27日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなりますが、当社の株主さまに対しては、上記3.（1）①「本合併にかかわる割当ての内容」に記載のとおり、イオン九州株式が割当てられます。当社株式が上場廃止となった後も、本合併の対価として交付されるイオン九州株式は東京証券取引所に上場されているため、株式の保有数に応じて一部の株主さまにおいて単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については、引き続き金融商品取引所市場において取引可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

本合併により、イオン九州の単元未満株式を保有することとなる株主さまにおいては、東京証券取引所において単元未満株式を売却することはできませんが、株主さまのご希望により買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記3.（1）①「本合併に係る割当ての内容」の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、1株に満たない端数の処理の詳細について、上記3.（1）①「本合併に係る割当ての内容」の（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主さまは、最終売買日である2020年8月27日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関連法令に定める適法な権利を行使することができます。

### (4) 公正性を担保するための措置

本合併においては、イオンが当社及びイオン九州それぞれの親会社であることから、本合併はイオン九州、当社それぞれにとって支配株主との重要な取引等に該当し、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

#### 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、合併比率の算定にあたって公正性を期すため、アーク・フィナンシャルを第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。算定書の概要は、上記（2）「算定に関する事項」の②「算定の概要」をご参照ください。なお、当社は、アーク・フィナンシャルから本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

イオン九州は、合併比率の算定にあたって公正性を期すため、SMB C日興証券を第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。算定書の概要は、上記（2）「算定に関する事項」の②「算定の概要」をご参照ください。なお、イオン九州は、SMB C日興証券から本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意

見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

#### (5) 利益相反を回避するための措置

本合併は、イオンが当社及びイオン九州それぞれの親会社であり、イオンを通じて相互に利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

##### ①当社における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得

当社の取締役会は、本合併を含む本経営統合が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、イオン九州及びイオンと利害関係を有しない当社の社外取締役であり、かつ、独立役員である青木孝一氏及び林田スマ氏、並びにイオン九州及びイオンと利害関係を有しない当社の社外監査役であり、かつ独立役員である古賀和孝氏に対し、本合併を含む本経営統合を検討するにあたって、東京証券取引所の定める規則に基づき、(a) 本合併を含む本経営統合の目的の正当性、(b) 本合併比率の妥当性、(c) 本合併を含む本経営統合の手の適正性、(d) これらの点を踏まえ、本合併を含む本経営統合が当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて、諮問いたしました。

青木孝一氏、林田スマ氏及び古賀和孝氏の3名は、アーク・フィナンシャルが作成した合併比率算定書、その他の本合併に関連する各種資料を検討し、かつ、関係者から説明を受けました。かかる経緯のもと、合併比率算定書の算定結果、関係者からの説明等の内容を踏まえ本合併を含む本経営統合に関して慎重に検討した結果、本合併を含む本経営統合は、当社の企業価値向上に資するものであり、本合併の目的は正当なものであること、本合併比率は公正に決定された妥当なものと認められること、本合併に係る交渉過程及び本合併に係る手続は公正なものであることなどから、本合併は当社の少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨の意見書を2020年4月10日付で当社の取締役会に提出しております。

##### ②当社における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

2020年4月10日開催の当社の取締役会では、当社の取締役の全員一致で、本合併に関する審議及び決議を行いました。また、監査役3名のうち取締役会に出席していた古賀和孝氏が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

当該取締役会においては、当社の監査役のうち、過去イオン九州の取締役に就任していた宮崎雅典氏、及びイオン子会社の監査役を兼務している久家基裕氏は本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記当社の取締役会における本合併に関する審議には参加しておりません。

③イオン九州における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得

イオン九州の取締役会は、本合併がイオン九州の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、当社及びイオンと利害関係を有しないイオン九州の社外取締役であり、かつ独立役員である久留百合子氏、並びに当社及びイオンと利害関係を有しないイオン九州の社外監査役であり、かつ独立役員である阪口彰洋氏に対し、本合併を含む本経営統合を検討するにあたって、東京証券取引所の定める規則に基づき、(a) 本合併を含む本経営統合の目的の正当性、(b) 本合併比率の妥当性、(c) 本合併を含む本経営統合の手続の適正性、(d) これらの点を踏まえ、本合併を含む本経営統合がイオン九州の少数株主にとって不利益なものでないかについて、諮問いたしました。

久留百合子氏及び阪口彰洋氏の2名は、S M B C日興証券が作成した合併比率算定書、その他の本合併に関連する各種資料を検討し、かつ、関係者から説明を受けました。かかる経緯のもと、合併比率算定書の算定結果、関係者からの説明等の内容を踏まえ本合併を含む本経営統合に関して慎重に検討した結果、本合併を含む本経営統合は、イオン九州の企業価値向上に資するものであり、本合併を含む本経営統合の目的は正当なものであること、本合併比率は公正に決定された妥当なものと認められること、本合併に係る交渉過程及び本合併を含む本経営統合に係る手続は公正なものであると認められることなどから、本合併を含む本経営統合はイオン九州の少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨の意見書を2020年4月10日付でイオン九州の取締役会に提出しております。

④イオン九州における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

イオン九州の取締役のうち、イオンの相談役を兼任している森美樹氏、イオンの代表執行役副社長を兼任している岡崎双一氏、イオン子会社の代表取締役を兼任している平松弘基氏、並びにイオン子会社の取締役を兼任している伊藤文博氏及び川口高弘氏は、イオン又はイオン子会社の立場で本合併の協議及び交渉に関与しておりませんので、取締役会の定足数を確実に満たすため、2020年4月10日開催のイオン九州の取締役会における本合併に関する議案の審議及び決議に参加しております。

ただし、利益相反のおそれを回避する観点から、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まず、イオン九州の取締役8名のうち、上記5名を除く3名の取締役により、本合併に関する審議を行い、その全員一致で本合併に関する議案を承認可決したうえで、その後に森美樹氏、岡崎双一氏、平松弘基氏、伊藤文博氏及び川口高弘氏を含む8名の取締役によりあらためて本合併に関する審議を行い、その全員一致で本合併に関する議案を承認可決しております。

また、イオン九州の監査役4名のうち原申明氏、笹川恭広氏及び伊藤三知夫氏を除く1名が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。イオンの従業員を兼務している

原申明氏、並びにイオン子会社の監査役を兼務している笹川恭広氏及び伊藤三知夫氏は本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記イオン九州の取締役会における本合併に関する審議には参加しておりません。

⑤吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当額に関する事項

本合併により、増加する存続会社の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に従って、存続会社が定めます。

上記については、機動的な資本政策の観点から相当であると判断される額といたします。

(2) 対価について参考となるべき事項

①イオン九州の定款の内容

イオン九州の定款は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.mv-kyushu.co.jp/>) において掲載しております。

②対価を取引する市場

東京証券取引所

③対価の取引の媒介、取り次ぎ、代理を行う者

全国証券会社

④対価の市場価格に関する事項

対価であるイオン九州株式について、過去6か月間の市場価格の推移は以下の通りです。

(単位：円)

| 月別 | 2019年<br>10月 | 11月   | 12月   | 2020年<br>1月 | 2月    | 3月    |
|----|--------------|-------|-------|-------------|-------|-------|
| 最高 | 2,200        | 2,029 | 2,060 | 2,092       | 2,065 | 2,100 |
| 最低 | 1,965        | 2,006 | 2,005 | 2,008       | 1,753 | 1,529 |

なお、その他詳細な情報については、東京証券取引所が以下のURLにおいて開示する株価情報及びチャート表示により市場価格及びその推移がご覧いただけます。

<http://www.jpx.co.jp/>

(3) イオン九州の最終事業年度に係る計算書類等の内容

イオン九州の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mv-kyushu.co.jp/>) において掲載しております。

(4) 新株予約権の定め の 相当性に関する事項

当社及びイオン九州は、本合併の効力発生 の 直前時の当社の新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者に対し、その保有する新株予約権 1 個につき本合併比率に応じて調整したイオン九州の新株予約権 1 個の割合をもって、イオン九州の新株予約権を割当て交付することを互いに合意し、当該定めは相当であると考えております。

(5) 合併当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

①当社           該当事項はありません。

②イオン九州   該当事項はありません。

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役4名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

1 さ さ き つ と む 佐々木 勉

再任

| 生年月日               | 1955年7月9日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 | 18,771株 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 1979年 3月 ジャスコ(株)(現イオン(株))入社<br>1995年 5月 同社三岐商品水産マネージャー<br>2001年 10月 同社水産商品部マネージャー<br>2003年 3月 同社SSM商品本部北関東商品部長<br>2004年 3月 同社SSM商品本部西関東商品部長<br>2004年 9月 同社関東カンパニー食品商品部長<br>2007年 5月 (株)フードサプライジャスコ（現イオンフードサプライ(株)）代表取締役社長<br>2011年 4月 イオンアグリ創造(株)取締役<br>2014年 3月 当社顧問<br>2014年 5月 (株)フリエイト取締役会長<br>2014年 5月 当社代表取締役社長<br>2017年 3月 当社代表取締役社長兼営業・商品担当<br>2017年 5月 当社代表取締役社長（現任） |            |         |
| 特別の利害関係            | 佐々木 勉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |         |

2 なん や かず ひ こ 南谷 和彦

再任

| 生年月日               | 1960年8月16日                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 | 0株 |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----|
| 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 1983年 4月 ジャスコ(株)(現イオン(株))入社<br>2000年 9月 同社SSM兵庫商品部マネージャー<br>2001年 3月 同社SSM水産商品開発部長<br>2006年 3月 同社水産商品部長<br>2009年 9月 イオンリテール(株)イオン東北食品商品部長<br>2012年 9月 同社中四国カンパニーイオン倉敷店長<br>2015年 9月 当社商品副本部長<br>2016年 5月 当社執行役員商品本部長兼九州商品開発部長<br>2017年 5月 当社取締役執行役員商品担当兼九州商品開発部長<br>2019年 4月 当社取締役執行役員商品担当（現任） |            |    |
| 特別の利害関係            | 南谷 和彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |    |

# 3 あおき こういち 青木 孝一

再任

社外取締役候補者

社外取締役就任年数

4 年

(本定時株主総会終結時)

| 生年月日               | 1949年11月 2 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 | 0株 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----|
| 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | <div> <div>1972 年 4 月 (株)日本リクルートセンター（現(株)リクルートホールディングス）入社</div> <div>1978 年 11 月 (株)ルーデンス設立 代表取締役</div> <div>1983 年 4 月 (株)フォーラム設立 代表取締役</div> <div>1985 年 4 月 (株)コミュニケーション・アーツ設立 代表取締役</div> <div>1994 年 4 月 (株)コミュニケーション・アーツをコズミックアート(株)に社名変更</div> <div>2009 年 6 月 (株)はせがわ 社外取締役</div> <div>2014 年 10 月 コズミックアート(株)を(株)ライフワークス・ラボに改組取締役（現任）</div> <div>2016 年 5 月 当社社外取締役（現任）</div> </div> |            |    |
| 特別の利害関係            | 青木 孝一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |    |

- (注)

1. 青木孝一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。

2. 青木孝一氏を社外取締役候補者とした理由は、長年会社の経営に携わっており、培われた知識・経験等を活かして、当社の経営に対しの確な助言・監督をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。

3. 青木孝一氏は、当社定款第25条の規定に基づき取締役就任時に、会社法第423条第1項の責任について法令が規定する額を限度として責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合はその契約を継続する予定です。

4. 青木孝一氏の再任が承認された場合は、当社は、同氏を引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定です。

はやしだ  
4 林田 スマ

再任 社外取締役候補者

社外取締役就任年数 4 年  
(本定時株主総会終結時)

| 生年月日                   | 1947年12月16日                   | 所有する当社の株式数                                          | 0株 |
|------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------|----|
| 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況 | 1968 年 4 月                    | R K B 毎日放送(株)アナウンス部入社                               |    |
|                        | 1971 年 3 月                    | 同社退社                                                |    |
|                        | 1980 年 5 月                    | フリーアナウンサー (現任)                                      |    |
|                        | 1996 年 4 月                    | 大野城市都市施設管理公社大野城まどかぴあ (現公益財<br>団法人大野城まどかぴあ) 女性センター所長 |    |
|                        | 1999 年 4 月                    | 私立筑紫女学園大学非常勤講師                                      |    |
|                        | 2006 年 4 月                    | 学校法人中村学園理事 (現任)                                     |    |
|                        | 2009 年 4 月                    | 公益財団法人大野城まどかぴあ館長 (現任)                               |    |
|                        | 2014 年 6 月                    | 福岡県文化団体連合会副理事長 (現任)                                 |    |
|                        | 2015 年 6 月                    | (株)福岡中央銀行社外取締役 (現任)                                 |    |
|                        | 2016 年 5 月                    | 当社社外取締役 (現任)                                        |    |
|                        | 2017 年 4 月                    | 独立行政法人国立文化財機構理事 (現任)                                |    |
| 特別の利害関係                | 林田 スマ氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。 |                                                     |    |

- (注) 1. 林田スマ氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。
2. 林田スマ氏を社外取締役候補者とした理由は、アナウンサーとして培われた豊富な経験や高い見識等を当社の経営に活かしていただくとともに、女性生活者の立場から見た小売業に対しての商品・サービス等についての的確な助言・監督をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。
3. 林田スマ氏は、当社定款第25条の規定に基づき取締役就任時に、会社法第423条第1項の責任について法令が規定する額を限度として責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合はその契約を継続する予定です。
4. 林田スマ氏の再任が承認された場合は、当社は、同氏を引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定です。

以上

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

参考

## (添付書類)

### 事業報告

( 2019年 3 月 1 日から  
2020年 2 月29日まで )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における経済環境は、米中貿易摩擦の長期化、英国のEU離脱問題等により海外経済の減速傾向が強まるなか、香港や韓国といった近隣国における政治・経済情勢の動揺も重なり、外部環境は厳しさを増しております。国内的にも自然災害の発生や消費税率引上げ等により、経済の先行き不透明感が拭えず、個人消費の低下が懸念されるなど、生活者の消費購買意欲については、依然として不安定な状況が続いております。

九州における食品小売業界におきましても、消費増税や社会保険負担増等可処分所得への影響などからの消費マインドの悪化や、ドラッグストアやディスカウントストアの食品販売進出の拡大や、コンビニエンスストアの出店攻勢等によって、顧客獲得競争が激化しております。さらに原材料や資材価格の高止まりと人手不足による物流コスト・労働単価の上昇に加え、お客さまの食の安全安心を含めた品質を重視する傾向が強まり続けるなど、当社を取り巻く経営環境はより一層厳しさを増しております。

当社はこのような経営環境のなか、「『すべてはお客さまのために』を原点にベストローカルを実現し、九州におけるスーパーマーケット事業のリーディングカンパニーになる」というビジョンのもと、社会から求められる存在意義を踏まえ、持続的成長を目指し、更なる生産性向上を推進するため、新規出店及び既存店の活性化を継続実施するとともに、熾烈な競争に打ち勝ちながら成長の原資を確保するための収益構造の改革に取り組んでまいりました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高182,627百万円(前年同期比102.9%)、営業利益2,449百万円(前年同期比101.7%)、経常利益2,463百万円(前年同期比101.3%)、当期純利益1,228百万円(前年同期比114.8%)となり、増収増益となりました。

当事業年度に取り組みました主な内容につきましては、次のとおりです。

(店舗数拡大による客数の増加及び商勢圏拡大への取り組み)

事業基盤の安定的拡大を図るため、新規出店や店舗承継、スクラップアンドビルドに取り組んでまいりました。

事業基盤の拡大の要として6店舗を新規出店しました。2019年5月にザ・ビッグ大牟田店（福岡県大牟田市）、マックスバリュエクスプレス千早駅前店（福岡市東区）をオープンしました。また、同年7月に久留米市における2店舗目となるビッグ業態店舗として、ザ・ビッグ久留米すわの店（福岡県久留米市）をオープンしました。

同年9月には北部九州・山口でスーパーマーケット事業を展開しておりました株式会社レッドキャベツから店舗を承継し、レッドキャベツみらい長崎ココウォーク店（長崎県長崎市）をオープンしました。来店されるお客さまのライフスタイルに合わせた商品提供に取り組み、地域催事やイベント、学校行事など地元マーケットへ積極的に対応を図り、「品揃え」・「品質」・「安さ」・「便利」・「サービス」の提供に取り組んでおります。

さらに、同年10月にマックスバリュ帯山店（熊本市中央区）を熊本市内の帯山地区に当社として初出店し、同年11月にマックスバリュ諫早西部台店（長崎県諫早市）をイオンタウン諫早西部台ショッピングセンターの核テナントとして出店しました。

なお、8月に発生した「令和元年8月豪雨」で甚大な被害を受けたマックスバリュ武雄店（佐賀県武雄市）は一時的に営業停止となったものの、災害防止や防衛策を十分に検討した上で、同年11月にザ・ビッグ武雄店として開店しました。店舗の業態は変わりましたが、以前と同様に地域に根差しお客様に支持される店舗作りを目指しております。

この結果、当事業年度末における店舗数は、162店舗（福岡県58店舗、佐賀県19店舗、長崎県19店舗、熊本県25店舗、大分県13店舗、宮崎県15店舗、鹿児島県13店舗）となりました。

(営業における取り組み)

営業面の取り組みとしては、11店舗の改装を行うとともに、3店舗の売場・商品見直しを中心とした小規模改装を実施しております。「ライフスタイル提案型」のマックスバリュモデルの活性化実績を基に、多様化する地域のお客さまニーズの変化への対応を図り、商品構成や品揃えの見直しを実施するとともに、生鮮食品を中心に地域・地場商品の品揃えを拡大しました。店舗の外装や店内設備につきましても、省エネ・節電対策として老朽化した冷凍・冷蔵ケースの入替、店内作業の削減や人材不足解消に対応したセミセルフレジ・引き出し式什器の導入、お客さまに安心してお買物をしていただけるよう駐車場や出入口の設備等の改善を実施しています。

また、ローコストオペレーションへの取り組みとして、昨年度にスタートしました旬鮮工房（福岡水産パックセンター）の商品供給エリアや導入店舗数の拡大を順次進めております。また、店舗収益力の強化への取り組みとして、品揃えの標準化・差別化・鮮度の向

上を図るとともに、店舗作業の軽減によりオペレーションコストを低減しております。

販売費及び一般管理費につきましては、依然として慢性的な人材確保難や賃金の上昇により、労務費用が増加傾向にあります。また、海外経済の動向や円安の影響による資材コストの上昇や、原油価格上昇による水道光熱費の高騰が続きました。さらに、当事業年度は消費増税に対応したシステム導入等によるイニシャルコストの増加がありました。一方で、WAONカードによる顧客分析システムの活用によるお客さま情報分析や商圈分析により、紙媒体のチラシ配布枚数や配布エリアを見直すとともに、アプリ・SNSを活用した販促効率化を推進することで、効率的な販売促進活動に取り組みました。また、店舗作業の軽減を目的とした自動発注システムの対象部門拡大や、お支払セミセルフレジの導入を積極的に推進するとともに、従業員の働き方を変える施策を行いオペレーションコストの削減を推進しました。さらに、9月1日より全店舗にてレジ袋無料配布を中止したことで、環境負荷軽減に取り組むとともに、レジ袋費用やお買物袋持参値引き費用等の削減にもつながっております。

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度における当社の主要な設備投資は、6店舗の新設や1店舗の業態転換、既存店舗の改装及びレジ入替によるもので、総額2,379百万円の設備投資を行いました。これらの資金は自己資金及び借入金によりまかないました。

## (3) 財産及び損益の状況の推移

当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                | 第15期<br>(2017年2月期) | 第16期<br>(2018年2月期) | 第17期<br>(2019年2月期) | 第18期<br>(当事業年度)<br>(2020年2月期) |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)        | 170,353            | 175,211            | 177,499            | 182,627                       |
| 経 常 利 益 (百万円)      | 2,647              | 2,170              | 2,431              | 2,463                         |
| 当期純利益 (百万円)        | 1,117              | 900                | 1,070              | 1,228                         |
| 1株当たり<br>当期純利益 (円) | 148.34             | 119.36             | 141.62             | 162.12                        |
| 総 資 産 (百万円)        | 36,102             | 36,113             | 37,300             | 41,261                        |
| 純 資 産 (百万円)        | 12,973             | 13,609             | 14,483             | 15,305                        |
| 1株当たり<br>純資産額 (円)  | 1,712.61           | 1,794.02           | 1,905.11           | 2,010.40                      |

(注)第18期の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載しております。

#### (4) 環境保全・社会貢献活動の状況

当社は、環境保全や社会貢献を事業活動の一環として取り組むことが、地域に根ざした小売業の使命であると認識しております。

当事業年度は次の活動を進めてまいりました。

##### ① I S O14001の基準に基づく環境保全活動の実施

##### ② 植樹活動の実施

当事業年度は新店やイオン環境財団との共催により、地域のお客さまとともに植樹しました。

＊マックスバリュ帯山店 1,217本 (2019年10月20日 (日))

＊宮崎県綾町 イオンの森づくり 3,000本 (2019年10月19日 (土))

##### ③ トレー、牛乳パック及び空き缶のリサイクル運動、買物袋持参運動並びにマイバスケット運動の実施

##### ④ レジ袋の有料化 (大分県及び熊本県内、北九州市の44店舗)

レジ袋の代金としてお客さまからお預かりした569千円 (2018年度分収益金) については、大分県に166千円並びに熊本市に265千円、北九州市に138千円寄付いたしました。2019年9月1日より全店でレジ袋の無料配布を中止致しました。

##### ⑤ 「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」活動の実施

福祉の増進、環境保全、環境学習、文化・芸術の振興などの分野で活躍する団体への助成を14,729千円実施いたしました。

##### ⑥ 「被災地を支援する黄色いレシートキャンペーン」の実施

「被災地を支援する黄色いレシートキャンペーン」では、ご投函いただいたお買い上げレシート合計額の1%を寄付いたしました。

＊「東北・熊本応援 黄色いレシートキャンペーン」 (2019年3月9日から3月11日まで)

「東日本大震災ふくしまこども寄附金」 1,401千円

「ふるさとくまもとづくり応援」 3,269千円

##### ⑦ エコキャップ活動の実施

ペットボトルキャップの回収を59店舗で実施し、その収益金405千円を認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを日本委員会(JCV)」へ寄付いたしました。

##### ⑧ 各種募金活動の実施

当事業年度も募金活動を積極的に実施し、お客さまから総額で31,286千円の募金をお預りし、募金振込先の指定口座へ全額を振込み致しました。

今後も、企業の社会的責任を果たすために、環境保全・社会貢献活動に継続的に取り組んでまいります。

## (5) 対処すべき課題

2020年度におきましては、新型コロナウイルスの影響により、全世界が混乱している状況にあり、日本国内においても蔓延の恐れが高い状況となっております。当社としても感染拡大を防止する重大局面となっており、従業員全員の情報共有及び感染防止に向けた対策・対応に取り組んでまいります。現在の状況を踏まえれば、短期的な収束は考えにくく、長期的な対策や対応が必要であると考えられます。

また、経済環境におきましても、気候変動や新型コロナウイルス等により、消費マインドの低下や家計収入の伸び悩み等により、引き続き厳しい経営環境が続くものと考えられます。加えて、消費者の低価格志向の強まりや、少子高齢化と人口減、都市部への人口回帰によるマーケットの縮小、異業態の食品市場への参入拡大、少子高齢化の進行に伴う人手不足と労働単価の上昇等により、厳しい競争環境はさらに激化するものと考えられます。

このような環境のなか、当社は「『すべてはお客さまのために』を原点にベストローカルを実現し、九州におけるスーパーマーケット事業のリーディングカンパニーになる」というビジョン実現に向けて、従来の業務体制や事業の仕組みを変革していくことが求められており、次の施策に取り組んでまいります。

### ①熾烈な競争に打ち勝つ事業モデルの変革

昨今、小商圈を対象とし業態を超えて専門特化した競合店舗が高速出店し、競争が激化しています。新たな競合環境に適合し、熾烈な競争に打ち勝つため、2016年3月より「店舗フォーマットの分化と確立」への取り組みを継続して実施するとともに、ローコスト経営が可能なフォーマットや外部環境変化に動じないフォーマットの確立に取り組んでまいります。

目指す方向性は3つの店舗フォーマットと定義し、1) 小商圈かつコンビニエンス性を重視した都市型エクスプレスフォーマット、2) 圧倒的地域一番店を目指すライフスタイル提案型フォーマット、3) 低価格で広域商圈から集客し、生鮮食品を中心とし、より価格競争力を強化した新しい「ザ・ビッグ」フォーマットとし、地域のお客さまニーズの変化に対応し、地域シェアを高めるため新規出店並びに既存店の活性化を積極的に取り組んでまいります。

また、お客さまにとって一番魅力のある店舗として選んで頂ける「品揃え」・「商品」・「売場」・「サービス」を実現するため、九州オリジナル商品をはじめとした価値ある商品の開発や調達の強化、並びに物流コストの低減を図り、品質レベルを向上しつつ、リーズナブルな価格やサービスをお客さまにご提供できる体制づくりに取り組んでまいります。

さらに、社会環境の変化に呼応して、オーガニック、ナチュラル、ウエルネス商品の品揃え拡充を図ってまいります。

## ②持続的成長を実現するコスト構造の変革

依然として、慢性的な人材確保難や賃金上昇による労務費用の増額が継続し、店舗オペレーションコストは年々上昇傾向となっております。そのような厳しい環境のなか、持続的成長を実現するため、生産性向上を図るとともに、ローコストオペレーション確立に向けて取り組んでまいります。

営業面では、商品の廃棄ロス額撲滅に向け、発注・製造計画の見直しや従来の品揃えを見直し、売筋商品・死筋商品の拡縮をスピーディーに行ってまいります。

商品面では、九州オリジナル商品の開発を積極的に取り組むとともに、センターパック商品の品質レベルの向上やサプライチェーンの確立による物流コスト低減を図ることで、原価低減に取り組んでまいります。

また、福岡都市部の店舗を中心に主に商品供給を展開している「旬鮮工房」の店舗・商品・エリアの拡大を図るとともに、システム関連についても人時不足に対応したセルフレジ導入の拡大や商品発注システムの活用拡大により効率化向上に取り組んでまいります。

また、長崎・宮崎・鹿児島地区で実施しているチーム運営の意識・行動・レベルの向上を図り、兼業・副業の拡大に取り組んでまいります。部門の壁を越えたチームワークにより人件費の有効活用や節約及び一人ひとりのスキルアップを図ることにより効率化、収益性向上の実現に取り組んでまいります。

## ③食品事業の統合と成長に向けた企業構造の変革

エリアに根差した営業力強化のため、フラットな組織を志向し意思決定の早い柔軟な対応ができる組織への変革に取り組んでまいります。また、当社の成長を支える人材の採用・育成を推進するとともに、誰もが働きやすく、活躍できる会社を実現するために教育やダイバーシティ視点での働き方改革を積極的に推進してまいります。

エリア戦略の強化として事業部を県単位に再編し、新たに「佐賀・筑後事業部」を新設いたします。また、株式会社レッドキャベツから13店舗を譲受し、レッドキャベツ事業部を新設いたします。本社組織についても、人事・総務・管理を中心に再編を行います。

また、新卒者の採用・教育を引き続き継続するとともに、優れた専門的能力を持つ人材の中途採用も積極的に行います。地域を知り尽くした従業員を育成して戦力化するため、職務別教育、キャリア開発教育、国内研修等を実施してまいります。

また、ダイバーシティ活動チームを中心に、職場環境の改善や対策を提案し、多様化する従業員が生き生きと能力を最大限発揮できる職場環境や公正な評価ができる人事制度の構築に取り組んでまいります。

## (6) 主要な事業内容

当社は、食料品及び日用雑貨品等の小売販売及びテナントに対する不動産賃貸業等を行っております。

## (7) 主要な営業所

### ①本社

福岡市博多区大井2丁目3番1号

### ②営業店舗

当社は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県内の店舗で営業活動を行っており、総店舗数は162店舗となります。その分布は次のとおりです。なお、当事業年度は新店6店舗、業態転換1店舗となっております。

### 【福岡県・佐賀県】

(単位:店)

| 県・市名 | マックスバリュ | マックスバリュ<br>エクスプレス | ザ・ビッグ | ザ・ビッグ<br>エクスプレス | 計   |
|------|---------|-------------------|-------|-----------------|-----|
| 合計   | 121     | 19                | 16    | 6               | 162 |
| 福岡県  | 30      | 16                | 8     | 4               | 58  |
| 福岡市  | 6       | 12                | 3     | -               | 21  |
| 北九州市 | 7       | -                 | 1     | 1               | 9   |
| 久留米市 | 3       | -                 | 2     | 1               | 6   |
| 大野城市 | 1       | 1                 | -     | -               | 2   |
| 八女市  | 2       | -                 | -     | -               | 2   |
| その他  | 11      | 3                 | 2     | 2               | 18  |
| 佐賀県  | 12      | 1                 | 6     | -               | 19  |
| 佐賀市  | 7       | -                 | -     | -               | 7   |
| 鳥栖市  | 1       | 1                 | 1     | -               | 3   |
| その他  | 4       | -                 | 5     | -               | 9   |

【長崎県・熊本県・大分県】

(単位:店)

| 県・市名 | マックスバリュ | マックスバリュ<br>エクスプレス | ザ・ビッグ | ザ・ビッグ<br>エクスプレス | 計  |
|------|---------|-------------------|-------|-----------------|----|
| 長崎県  | 19      | -                 | -     | -               | 19 |
| 長崎市  | 5       | -                 | -     | -               | 5  |
| 佐世保市 | 4       | -                 | -     | -               | 4  |
| 大村市  | 3       | -                 | -     | -               | 3  |
| 諫早市  | 3       | -                 | -     | -               | 3  |
| その他  | 4       | -                 | -     | -               | 4  |
| 熊本県  | 21      | -                 | 2     | 2               | 25 |
| 熊本市※ | 13      | -                 | 2     | 2               | 17 |
| 荒尾市  | 2       | -                 | -     | -               | 2  |
| その他  | 6       | -                 | -     | -               | 6  |
| 大分県  | 13      | -                 | -     | -               | 13 |
| 大分市  | 7       | -                 | -     | -               | 7  |
| 別府市  | 2       | -                 | -     | -               | 2  |
| その他  | 4       | -                 | -     | -               | 4  |

※COCOSA B1はマックスバリュに含めております。

【宮崎県・鹿児島県】

(単位:店)

| 県・市名 | マックスバリュ | マックスバリュ<br>エクスプレス | ザ・ビッグ | ザ・ビッグ<br>エクスプレス | 計  |
|------|---------|-------------------|-------|-----------------|----|
| 宮崎県  | 15      | -                 | -     | -               | 15 |
| 宮崎市  | 8       | -                 | -     | -               | 8  |
| 都城市  | 2       | -                 | -     | -               | 2  |
| 延岡市  | 2       | -                 | -     | -               | 2  |
| その他  | 3       | -                 | -     | -               | 3  |
| 鹿児島県 | 11      | 2                 | -     | -               | 13 |
| 鹿児島市 | 5       | -                 | -     | -               | 5  |
| 鹿屋市  | 4       | -                 | -     | -               | 4  |
| その他  | 2       | 2                 | -     | -               | 4  |

※今年度は新店6店舗、業態転換1店舗となっております。

(8) 従業員の状況

| 従業員数   |        | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|--------|--------|--------|--------|
| 当期末    | 前期末比増減 |        |        |
| 1,546名 | 58名増   | 43歳6ヶ月 | 7年7ヶ月  |

(注) 1. 従業員数については、イオングループ会社への出向者21名を含まず、イオングループ会社からの受入れ出向者105名を含んでおります。

2. 上記従業員のほか、フレックス社員(パートタイマー)の期中平均人員は6,358名(ただし、1日8時間換算による)です。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社はイオン株式会社であり、その子会社を含めたイオングループで当社の株式を78.18%(5,927千株)保有しております。なお、同社の直接保有は76.70%(5,815千株)となっております。

当社は、親会社から親会社の保有する商標等の知的財産権等の提供を受けております。

②親会社等との間の取引等に関する事項

ア. 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社等の商品取引条件については、仕入価格、代金決済方法等、業界の慣習等に則り、他社と同様の交渉の上、取引を決定しております。

イ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社等との取引については、その重要性に応じて取締役会に付議の要否を決定しており、社外取締役も含めた多面的な議論の上で、取締役会の決議において実施の可否を判断しております。

ウ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見  
該当事項はありません。

③重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先の状況

| 借 入 先             | 借 入 残 高 ( 百 万 円 ) |
|-------------------|-------------------|
| 株式会社西日本シティ銀行      | 120               |
| 株 式 会 社 肥 後 銀 行   | 95                |
| 明治安田生命保険相互会社      | 45                |
| 株 式 会 社 鹿 児 島 銀 行 | 10                |
| 株 式 会 社 大 分 銀 行   | 5                 |

(11) 剰余金の配当等の権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上の重要な施策と位置づけており、事業規模の拡大と経営の効率化によって企業価値を高めるために必要な内部留保資金を確保しつつ、安定した配当を継続して行っていくことを基本方針としております。

この方針のもと、2019年8月末日現在において、当社株式をお持ちの株主さまに対して、1株につき20円の普通配当を実施させていただきました。

また、2020年4月10日開催の取締役会において、1株につき15円の普通配当を決議いたしました。これにより、年間の配当金は1株当たり35円となります。

なお、期末配当金のお支払い開始日（効力発生日）は2020年4月27日（月）を予定しております。

## (12) その他会社の現況に関する重要な事項

当社及びイオン九州株式会社は、2020年4月10日開催のそれぞれの取締役会において、2020年9月1日を効力発生日として、イオン九州株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る吸収合併契約を締結することを決議し、吸収合併契約を締結いたしました。また、イオン九州株式会社及びイオンストア九州株式会社は、2020年4月10日開催のそれぞれの取締役会において、2020年9月1日を効力発生日として、イオン九州株式会社を吸収合併存続会社、イオンストア九州株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る吸収合併契約を締結することを決議し、吸収合併契約を締結いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

|              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 25,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 7,582,048株  |
| (3) 単元株式数    | 100株        |
| (4) 株主数      | 5,349名      |

(5) 大株主

| 株主名             | 持株数<br>(千株) | 持株比率<br>(%) |
|-----------------|-------------|-------------|
| イオン株式会社         | 5,815       | 76.70       |
| マックスバリュ九州従業員持株会 | 158         | 2.08        |
| マックスバリュ九州共栄会    | 152         | 2.01        |
| 横尾由佳            | 49          | 0.65        |
| 株式会社エーブル        | 39          | 0.51        |
| 山本ススミ           | 37          | 0.49        |
| ミニストップ株式会社      | 32          | 0.43        |
| マックスバリュ西日本株式会社  | 30          | 0.39        |
| 加藤産業株式会社        | 30          | 0.39        |
| 三菱食品株式会社        | 30          | 0.39        |

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2020年2月29日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                    |
|---------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 佐々木 勉   |                                                                                            |
| 取 締 役         | 田 中 實   | 執行役員営業担当                                                                                   |
| 取 締 役         | 南 谷 和 彦 | 執行役員商品担当                                                                                   |
| 取 締 役         | 青 木 孝 一 | (株)ライフワークス・ラボ取締役                                                                           |
| 取 締 役         | 林 田 ス マ | (株)福岡中央銀行社外取締役<br>公益財団法人大野城まどかぴあ館長<br>学校法人中村学園理事<br>福岡県文化団体連合会副理事長<br>独立行政法人国立文化財機構理事（非常勤） |
| 常 勤 監 査 役     | 宮 崎 雅 典 |                                                                                            |
| 監 査 役         | 古 賀 和 孝 | 古賀・花島・桑野法律事務所弁護士<br>九州電力(株)取締役監査等委員（社外）<br>麻生商事(株)社外監査役                                    |
| 監 査 役         | 久 家 基 裕 | (株)山陽マルナカ常勤監査役                                                                             |

- (注) 1. 取締役青木孝一氏及び林田スマ氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。なお、当社は青木孝一氏及び林田スマ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役宮崎雅典氏、監査役古賀和孝氏及び久家基裕氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。なお、当社は古賀和孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 2019年5月24日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって、取締役井上渡氏は、任期満了により退任いたしました。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定款で定めております。

これに基づき、当社と社外取締役である青木孝一氏及び林田スマ氏並びに社外監査役である古賀和孝氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。これは、その責任の原因となった職務の遂行において善意でかつ重大な過失が無い場合に限定して、責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする旨の内容となっております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員（名）  | 報酬等の額（百万円） |
|------------------|----------|------------|
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 6<br>(2) | 65<br>(7)  |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 3<br>(3) | 18<br>(18) |
| 計<br>（うち社外役員）    | 9<br>(5) | 83<br>(25) |

(注) 1. 2012年5月11日開催の定時株主総会決議による取締役報酬限度額は年額250百万円以内（うち、金銭報酬額220百万円、株式報酬型ストックオプション公正価値分30百万円）、また、2003年10月10日開催の臨時株主総会決議による監査役報酬限度額は年額30百万円以内です。

2. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

①当事業年度に係る業績報酬

6百万円

②ストックオプションによる報酬額

7百万円

3. 株式報酬型ストックオプションによる報酬は、第18期の業績に基づき、2020年4月10日開催の取締役会で決定し、2020年5月10日に権利付与することといたしております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と他の法人等との関係

| 氏名    | 地位    | 兼任先及び兼任内容                                                                                          | 他の法人等との関係                                                      |
|-------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 青木 孝一 | 社外取締役 | (株)ライフワークス・ラボ<br>取締役                                                                               | 当社と兼任先との間に特筆すべき取引関係はありません。                                     |
| 林田 スマ | 社外取締役 | (株)福岡中央銀行社外取締役<br>公益財団法人大野城まどかぴあ<br>館長<br>学校法人中村学園理事<br>福岡県文化団体連合会副理事長<br>独立行政法人国立文化財機構理<br>事（非常勤） | 当社と兼任先との間に特筆すべき取引関係はありません。                                     |
| 宮崎 雅典 | 社外監査役 |                                                                                                    |                                                                |
| 古賀 和孝 | 社外監査役 | 古賀・花島・桑野法律事務所弁<br>護士<br>九州電力(株)取締役監査等委員<br>（社外）<br>麻生商事(株)社外監査役                                    | 当社と兼任先との間に特筆すべき取引関係はありません。                                     |
| 久家 基裕 | 社外監査役 | (株)山陽マルナカ常勤監査役                                                                                     | (株)山陽マルナカは当社の親会<br>社のイオン(株)の子会社である<br>マックスバリュ西日本(株)の子<br>会社です。 |

②当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名      | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                     |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 青 木 孝 一 | 当事業年度開催の取締役会13回（定例12回、臨時1回）の全てに出席するとともに、経営会議にも積極的に出席し、経営者としての幅広い経験に基づき、主に経営管理の観点から議案・審議等につき適切な発言を適宜行っております。                                     |
| 取締役 | 林 田 ス マ | 当事業年度開催の取締役会13回（定例12回、臨時1回）の全てに出席するとともに、経営会議にも積極的に出席し、アナウンサー等で培われた豊富な経験や高い見識等に基づき、主に女性生活者の観点から議案・審議等につき有用な発言を適宜行っております。                         |
| 監査役 | 宮 崎 雅 典 | 当事業年度開催の取締役会13回（定例12回、臨時1回）の全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会12回全てに出席し、イオン(株)のグループ企業の取締役を長年経験され培われた人事管理やリスクマネジメントの専門的知識・経験を活かし、当社の経営に対して適切な助言・監督を適宜行っております。 |
| 監査役 | 古 賀 和 孝 | 当事業年度開催の取締役会13回（定例12回、臨時1回）のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会12回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地より経営の監督と健全な経営のため、適切な助言・監督を適宜行っております。                               |
| 監査役 | 久 家 基 裕 | 当事業年度開催の取締役会13回（定例12回、臨時1回）の全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会12回全てに出席し、イオン(株)のコーポレート・コミュニケーション部及びグループ企業の監査役等で培われた専門的知識・経験を活かし、当社の経営に対して適切な助言・監督を適宜行っております。  |

③当社の親会社または親会社の子会社等から当事業年度において受けた役員としての報酬等の総額

| 区分    | 人数 | 当社の親会社の子会社等からの報酬等の総額 |
|-------|----|----------------------|
| 社外監査役 | 1名 | 12百万円                |

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                                  | 支払額（百万円） |
|----------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額           | 32       |
| 当社が会計監査人に対し支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32       |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等についての監査役会の同意理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算定根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# 貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額           | 科 目                     | 金 額           |
|------------------------|---------------|-------------------------|---------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b>     |               | <b>( 負 債 の 部 )</b>      |               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>20,592</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>23,927</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 11,211        | 支 払 手 形                 | 15            |
| 売 掛 金                  | 2,502         | 買 掛 金                   | 16,477        |
| 商 品                    | 4,814         | 短 期 借 入 金               | 100           |
| 貯 蔵 品                  | 53            | 1年内返済予定の長期借入金           | 135           |
| 前 払 費 用                | 500           | リ ー ス 債 務               | 13            |
| そ の 他                  | 1,510         | 未 払 金                   | 1,815         |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>20,669</b> | 未 払 費 用                 | 2,436         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>13,194</b> | 未 払 法 人 税 等             | 470           |
| 建 物                    | 7,148         | 預 り 金                   | 860           |
| 構 築 物                  | 483           | 前 受 収 益                 | 40            |
| 車両運搬具及び工具器具備品          | 2,665         | 賞 与 引 当 金               | 218           |
| 土 地                    | 2,875         | 役 員 業 績 報 酬 引 当 金       | 11            |
| リ ー ス 資 産              | 12            | 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金       | 8             |
| 建 設 仮 勘 定              | 10            | 資 産 除 去 債 務             | 3             |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>228</b>    | そ の 他                   | 1,321         |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 215           | <b>固 定 負 債</b>          | <b>2,029</b>  |
| そ の 他                  | 13            | 長 期 借 入 金               | 75            |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>7,246</b>  | リ ー ス 債 務               | 3             |
| 投 資 有 価 証 券            | 357           | 資 産 除 去 債 務             | 1,177         |
| 出 資 金                  | 0             | そ の 他                   | 773           |
| 長 期 前 払 費 用            | 396           | <b>負 債 合 計</b>          | <b>25,956</b> |
| 繰 延 税 金 資 産            | 1,739         | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>    |               |
| 差 入 保 証 金              | 4,753         | 株 主 資 本                 | 15,086        |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>41,261</b> | 資 本 金                   | 1,626         |
|                        |               | 資 本 剰 余 金               | 1,472         |
|                        |               | 資 本 準 備 金               | 1,472         |
|                        |               | 利 益 剰 余 金               | 11,987        |
|                        |               | 利 益 準 備 金               | 72            |
|                        |               | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 11,914        |
|                        |               | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金       | 8             |
|                        |               | 別 途 積 立 金               | 7,800         |
|                        |               | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 4,106         |
|                        |               | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>  | <b>156</b>    |
|                        |               | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 156           |
|                        |               | <b>新 株 予 約 権</b>        | <b>62</b>     |
|                        |               | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>15,305</b> |
|                        |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>41,261</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

( 2019年 3 月 1 日から  
2020年 2 月29日まで )

(単位：百万円)

| 科 目          |         | 金 | 額 |
|--------------|---------|---|---|
| 売上高          | 182,627 |   |   |
| 売上総利益        | 138,683 |   |   |
| その他の営業収入     | 43,943  |   |   |
| 営業総利益        | 2,386   |   |   |
| 販売費及び一般管理費   | 46,329  |   |   |
| 営業外収益        | 43,880  |   |   |
| 営業外収益        | 2,449   |   |   |
| 受取利息         | 15      |   |   |
| 受取配当金        | 4       |   |   |
| 受取保険金        | 31      |   |   |
| その他の費用       | 7       |   |   |
| 営業外費用        | 58      |   |   |
| 支払利息         | 4       |   |   |
| その他の利益       | 40      |   |   |
| 経常利益         | 45      |   |   |
| 特別利益         | 2,463   |   |   |
| 災害保険金収入      | 97      |   |   |
| 特別損失         | 97      |   |   |
| 減災損          | 412     |   |   |
| 災害による損失      | 185     |   |   |
| 店舗閉鎖損失引当金繰入額 | 8       |   |   |
| 税引前当期純利益     | 606     |   |   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,954   |   |   |
| 法人税等調整額      | 754     |   |   |
| 当期純利益        | △28     |   |   |
|              | 726     |   |   |
|              | 1,228   |   |   |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

参考

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年4月10日

マックスバリュ九州株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野 澤 啓 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 池 田 徹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックスバリュ九州株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記（合併契約締結について）に記載されているとおり、会社及びイオン九州株式会社は、2020年9月1日（予定）を効力発生日として、イオン九州株式会社を吸収合併存続会社、会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を2020年4月10日付で締結した。また、イオン九州株式会社は、イオン九州株式会社を吸収合併存続会社、イオンストア九州株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を同日付で締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由(親会社等との間の取引)については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当り当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月10日

マックスバリュ九州株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 宮 | 崎 | 雅 | 典 | ㊟ |
| 社外監査役 | 古 | 賀 | 和 | 孝 | ㊟ |
| 社外監査役 | 久 | 家 | 基 | 裕 | ㊟ |

以 上

## ご参考

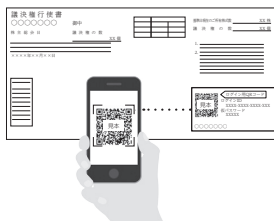
# インターネットによる議決権行使のご案内

**行使期限** 2020年5月13日（水曜日）午後6時30分入力完了分まで

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 新しいパスワードを登録する。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

- ※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。
- ※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱いします。
- ※ インターネットで複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取扱いします。

インターネットによる議決権行使  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

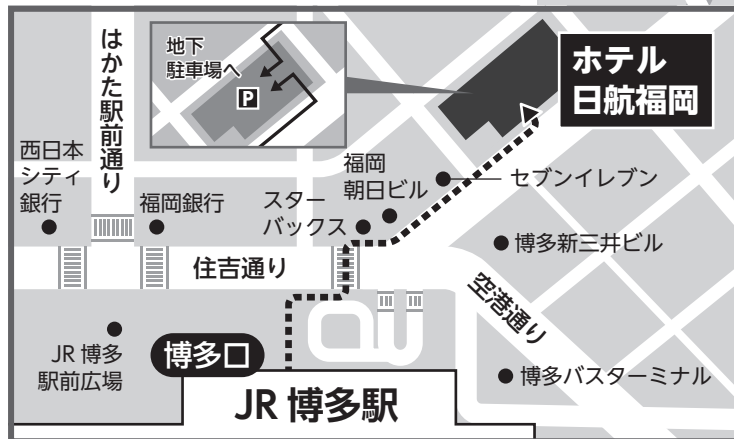
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

# 株主総会会場のご案内

※従来の会場・開会時刻から変更となっておりますのでご注意ください。



## 会場

### ホテル日航福岡 3階 都久志の間

福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号  
TEL : 092-482-1111 FAX : 092-482-1127  
<https://www.hotelnikko-fukuoka.com>

## 日時

2020年5月14日(木)

13時開会(12時30分受付開始)



## 交通のご案内

- JR・地下鉄をご利用の場合 JR・地下鉄空港線「博多駅」下車 博多駅博多口より徒歩約3分  
地下鉄空港線「祇園駅」下車 5番出口より徒歩約4分  
※博多駅、祇園駅から地下道でもお越し頂けます。
- お車(福岡都市高速道路)ご利用の場合 ※来られる方面によって降口が異なります。  
(北九州方面からお越しの方)「呉服町ランプ」下車後、昭和通りを直進し大博通りを左折  
(太宰府方面からお越しの方)「千代ランプ」下車後、国道202号線を直進し大博通りを左折



木を植えています

私たちはイオンです

